

大磯町保育所条例等の一部を改正する条例

(大磯町保育所条例の一部改正)

第1条 大磯町保育所条例(昭和37年大磯町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)」を加える。

(大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大磯町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「した保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)」を加える。

第30条第1項中「保育士」の次に「(特区法第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

(大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大磯町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年11月27日提出

大磯町長 中 崎 久 雄